

E V充電インフラの構築に向けた連携協定書

奈良県（以下「甲」という。）とミライズエネチェンジ株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携の強化を図ることで、県内のE V充電インフラの構築をはじめ、地域社会の発展や脱炭素社会の実現に向けて、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県内のE V充電インフラの構築をはじめ、地域社会の発展や脱炭素社会の実現に向けて、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な連携事項について、緊密に連携し協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達するため、次の事項について連携協力する。

- (1) E V充電インフラの向上に関すること。
- (2) クリーンエネルギーと電気自動車の普及促進に関すること。
- (3) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (4) 環境の保全及び脱炭素社会の実現に関すること。
- (5) 災害時におけるE V充電インフラの提供に関すること。
- (6) その他、持続可能な地域社会の発展に関すること。

（協議）

第3条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たり、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申し出がない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（解約）

第5条 甲又は乙のいずれか一方が、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約ができるものとする。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容について変更の申し出があったときは、その都度協議するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月9日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事

山下 真

乙 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン WeWork 内14階

ミライズエネチェンジ株式会社
代表取締役社長

柘野 善隆